

平成 28 年 第 4 回政策討論会分科会 第一分科会要点記録

日 時	平成 28 年 10 月 17 日	午後 1 時より
場 所	第一委員会室	
出席者	座 長 京西 且哲	
	副座長 鳥居 宏次	
	金子 拓矢 鳥野 隆生 南 加代子 西田 武史	
	河合 馨 岡林 憲二 今口 千代子	

岸和田市自治基本条例 第 6 章（第 16 条・第 17 条）について

第 6 章 第 16 条 協働 第 17 条 参画について

逐条解説では、「協働」とは、異なる主体がそれぞれの責任と役割分担に基づいて、情報や資源を共有し、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力し合うとあります。また、「参画」とは、市が独断で決め、それが住民に影響を与え、住民のニーズに合わない、住民が被害を受けてしまうことが起こらないように、住民がその運営に一定のチェックまたはコントロールするため認められたものとなっています。

○第 16 条 協働について、市民、事業者及び市は相互理解と信頼関係のもとまちづくりを進めるため、協働するについては、お互いの立場や特性を尊重しながら情報や資源を共有しとあるが情報の発信に関しては、市としては市民・事業者には情報を発信することに対しては、市民に広く発信できていないと思います。情報が発信できる岸和田市市民協議会の組織を利用させてもらうことによって、市民及び事業者との情報の共有・相互理解や信頼関係ができると思います。事例としては、春木川轟川の清掃活動では、各校区市民協がその地域の住民に声をかけ、また、その地域の事業者にも賛同をしてもらい、年に二回、川を美しくする目的として、市民、事業者、相互理解と信頼関係で実施します。

○第 16 条（協働）

限られた資源をいかに公正かつ公平に配分するかが行政にとって大きな課題になってきているが、市民も活動を広げていく中、事業を進めるに当たって、話は進むが、最終段階で資源の所が課題になり小さくすぼむ状態である。資源というのは財政でなく、「人」が資源と考える。人は生活する中ではじめて行政との関わりを持ち始める。協働への取り組みには、学校・PTAではじめて団体としての関わりができることから、学校を含めた体制で取組して「人」を育てるべきだと思う。

○第 16 条は、事業者と市と市民が信頼し合うことが重要であるが、ここ最近、行政サービスに対する住民の要求が複雑多岐になってきているので、そういった市民の期

待や要望に対応するためにも協働という条文は非常に大事。

協働は、いつからでも始めることができる。目的を共有して、企画・準備・実施・終了後を見ながら進める必要がある。

第 17 条は、意見聴取などを通じて、市民がいろんなことに参加しやすい環境を整える必要がある。

○第 16 条 協働

市の支援は、市民及事業者の自主性をそこなうものであってはならない。と条文にありながらも次条の参画にも関連するが、まだまだこの条項の趣旨が生かされていないように感じている。

パブリックコメントの聞き取りの声の少なさもその良い例である。

○第 17 条 参画

6 章で括られているに協働・参画は一体的に議論しても良いのでは、本市では市民協・町会が主に形成されている。「私の地域では、市民協主催の多様な行事（マラソン大会・4 校区合同の津田川清掃等々）」

今後も自治基本条例を広く市民等へ知らせることが併行して進めることが重要であると思う。

○第 17 条 参画については、市民が参画する機会を保障しなければならないについても市民が参画する内容や取り組みが、市民には、伝わっていない。また、現在の生活の中で、参加する余裕がないと感じます

○17 条（参画）

市政に参画しようという意思はあるが、身体が不自由であったり、障害をもっていたり等、参画したくても参画できない方もいるけれども、担当課が各団体の状況を把握し良く情報交換が出来ていると思う。

○協働と参画

協働の形としては、市民が時々行われてる市の行事に参加して、市のまちづくりに関心を高めていく場合と、グループを作って継続的に市政とかかわっていく場合とがあると思う。いずれの関わり方も、市政に関心を持って、ともに町づくりを進める点で貴重な活動だと思う。

市民との協働を作っていくうえで、市職員がコーディネーターとなって進める市民活動サポートセンターの一角に場所のみ確保されている様なので、ぜひ成功例としては、春木川・轟川を美しくする会の活動がある。日本でもワーストに汚れた川であったこの川の沿岸の人々が一つになって年 2 回一斉清掃する。今では、ふな、カニ、カメなどがいっぱい泳いでいる。市民が主体だから、長く続いている。このような取り組みをたくさん作り出していかねばならない。

○協働・参画について

私は、参画にうたわれている「意見聴取」が本市においてうまく機能していないのではないかと言う懸念を感じている。

条例の構成としては、16条協働と17条参画の下に意見聴取等が具体的に定義されているのでこの件に関しては、次回に討論したい。

市民が積極的に協働・参画するには、現状では市民に対して情報提供が出来ていない。また、市民側も自治基本条例の内容を理解していない為に、地域の役員だけがやらされ感を抱きながら参加しているように思う。これら無くすためにも、もっと情報を提供し、多くの市民に興味をもって参加したくなるように仕向ける必要がある。

成功例として、過去に春木川が日本一汚い川と言われて以来、地域の住民の清掃活動によりとてもきれいになっている。住民も問題意識を持って参加し、良い結果が出せている事は本当に良い例であると思う。

○自治基本条例推進委員会から提案された「建議書」では、市民活動を支援するために、情報・人材の共有が不可欠であり、既存施設を活用し市民活動の情報拠点となる市民活動コーナーの設置が提案されている。

本市では、地区市民協議会・運営協議会の活動が多年に渡り取り組まれてきました。最近では子育て支援や高齢化対策、防災に対する新たな活動が始まっていることから、各地域の実情の応じた取組みが大切であると考えます。また、地域活動の問題点としては「人材の育成」が重要で、役員構成の固定化を避けることや新たな発言をする住民の参加を求めていくべきと考えます。

○広く市民が理解しやすい条例にするためには、明文化する必要性の有無も含め、条文の見直しも今後検討すべきではないか、と考えます。

○自治基本条例の目的にある「市民自治都市」実現の手法として、次の4つの条例が制定されています。

- ① 「岸和田市意見聴取の手續に関する条例」
- ② 「岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例」
- ③ 「岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例」
- ④ 「岸和田市住民投票条例」

基本的な課題として、市と市民及び事業者が相互に理解し信頼関係を築いていくことが重要であります。

その上で、16条（協働）・17条（参画）は自治基本条例の中心となるも

ので、関連する 4 つの条例の根拠に位置付けられる条項です。

現在の行政運営を見た時に、市民及び事業者が広く参画しているという状況ではないように感じます。

次回は、18 条（意見聴取制度）をテーマに、具体的に課題を抽出し改善に向けた議論を行います。

以上